

訪問型サービスを行う事業所の指定に係る手続きと報酬算定の可否について

サービス 類型	No	指定時期	必要な 手続き	介護予防 の指定	サービス利用の可否（算定する報酬区分）					
					要支援者				事業対象者	
					身体介護あり（現行相当型）		生活援助のみ（基準緩和型）		身体介護あり （現行相当型）	生活援助のみ （基準緩和型）
					H29年度に要支援 認定の更新を受け るまで	H29年度に要支援 認定の更新を受け た後	H29年度に要支援 認定の更新を受け るまで	H29年度に要支援 認定の更新を受け た後		
現行相当型と基準緩和型をともに行う事業所	1	平成27年3月31日までに介護予防訪問介護の指定を受けた事業所	①平成29年3月1日から15日までの間に基準緩和型の指定申請を行う ②平成29年度半ばから平成30年2月末日までの間に現行相当型（みなし指定）の指定更新申請を行う（申請時期については事業所に個別に通知） ③現行相当型（みなし指定）について、介護予防訪問介護で算定している加算・減算の状況から変更がある場合は、平成29年3月15日までに体制届を提出する（介護職員処遇改善加算の加算区分の新設に係る届出については適宜ホームページで案内します）	あり	○ （介護予防訪問介護）	○ （現行相当型）	○ （介護予防訪問介護）	○ （基準緩和型）	○ （現行相当型）	○ （基準緩和型）
	2	平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護の指定を受けた事業所	平成29年3月1日から15日までの間に現行相当型と基準緩和型の指定申請を同時に行う	あり	○ （介護予防訪問介護）	○ （現行相当型）	○ （介護予防訪問介護）	○ （基準緩和型）	○ （現行相当型）	○ （基準緩和型）
	3	平成29年4月1日から新たに事業を開始する事業所	①平成29年3月1日から15日までの間に現行相当型と基準緩和型の指定申請を同時に行う	指定を受ける	○ （介護予防訪問介護）	○ （現行相当型）	○ （介護予防訪問介護）	○ （基準緩和型）	○ （現行相当型）	○ （基準緩和型）
	4		②訪問介護を一体的に実施する場合は平成29年2月末日までに訪問介護の指定申請を行う ③平成29年度末まで介護予防訪問介護の提供を行う場合は②と同時に介護予防訪問介護の指定申請を行う	指定を受けない	○ （現行相当型）	○ （現行相当型）	○ （基準緩和型）	○ （基準緩和型）	○ （現行相当型）	○ （基準緩和型）
	5	平成29年度の途中から新たに事業を開始する事業所	①事業開始月の前々月の末日までに現行相当型と基準緩和型の指定申請を同時に行う	指定を受ける	○ （介護予防訪問介護）	○ （現行相当型）	○ （介護予防訪問介護）	○ （基準緩和型）	○ （現行相当型）	○ （基準緩和型）
	6		②訪問介護を一体的に実施する場合は①と同時に訪問介護の指定申請を行う ③平成29年度末まで介護予防訪問介護の提供を行う場合は①と同時に介護予防訪問介護の指定申請を行う	指定を受けない	○ （現行相当型）	○ （現行相当型）	○ （基準緩和型）	○ （基準緩和型）	○ （現行相当型）	○ （基準緩和型）
	7	平成30年度以降に新たに事業を開始する事業所	①事業開始月の前々月の末日までに現行相当型と基準緩和型の指定申請を同時に行う ②訪問介護を一体的に実施する場合は①と同時に訪問介護の指定申請を行う	なし	/	○ （現行相当型）	/	○ （基準緩和型）	○ （現行相当型）	○ （基準緩和型）
現行相当型のみ行う事業所	8	平成27年3月31日までに介護予防訪問介護の指定を受けた事業所	①平成29年度半ばから平成30年2月末日までの間に現行相当型（みなし指定）の指定更新申請を行う（申請時期については事業所に個別に通知） ②現行相当型（みなし指定）について、介護予防訪問介護で算定している加算・減算の状況から変更がある場合は、平成29年3月15日までに体制届を提出する（介護職員処遇改善加算の加算区分の新設に係る届出については適宜ホームページで案内します）	あり	○ （介護予防訪問介護）	○ （現行相当型）	○ （介護予防訪問介護）	×	○ （現行相当型）	×
	9	平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護の指定を受けた事業所	平成29年3月1日から15日までの間に現行相当型の指定申請を行う	あり	○ （介護予防訪問介護）	○ （現行相当型）	○ （介護予防訪問介護）	×	○ （現行相当型）	×
	10	平成29年4月1日から新たに事業を開始する事業所	①平成29年3月1日から15日の間に現行相当型の指定申請を行う	指定を受ける	○ （介護予防訪問介護）	○ （現行相当型）	○ （介護予防訪問介護）	×	○ （現行相当型）	×
	11		②訪問介護を一体的に実施する場合は平成29年2月末日までに訪問介護の指定申請を行う ③平成29年度末まで介護予防訪問介護の提供を行う場合は②と同時に介護予防訪問介護の指定申請を行う	指定を受けない	○ （現行相当型）	○ （現行相当型）	×	×	○ （現行相当型）	×
	12	平成29年度の途中から新たに事業を開始する事業所	①事業開始月の前々月の末日までに現行相当型の指定申請を行う	指定を受ける	○ （介護予防訪問介護）	○ （現行相当型）	○ （介護予防訪問介護）	×	○ （現行相当型）	×
	13		②訪問介護を一体的に実施する場合は①と同時に訪問介護の指定申請を行う ③平成29年度末まで介護予防訪問介護の提供を行う場合は①と同時に介護予防訪問介護の指定申請を行う	指定を受けない	○ （現行相当型）	○ （現行相当型）	×	×	○ （現行相当型）	×
	14	平成30年度以降に新たに事業を開始する事業所	①事業開始月の前々月の末日までに現行相当型の指定申請を行う ②訪問介護を一体的に実施する場合は①と同時に訪問介護の指定申請を行う	なし	/	○ （現行相当型）	/	×	○ （現行相当型）	×
基準緩和型のみ行う事業所	15	平成27年3月31日までに介護予防訪問介護の指定を受けた事業所	①平成29年3月1日から15日までの間に基準緩和型の指定申請を行う（現行相当型は平成30年3月31日でみなし指定の有効期間が終了し、指定失効となる） ②現行相当型（みなし指定）について、介護予防訪問介護で算定している加算・減算の状況から変更がある場合は、平成29年3月15日までに体制届を提出する（介護職員処遇改善加算の加算区分の新設に係る届出については適宜ホームページで案内します）	あり	○ （介護予防訪問介護）	○ （現行相当型） （みなし指定の有効期間中のみ）	○ （介護予防訪問介護）	○ （基準緩和型）	○ （現行相当型） （みなし指定の有効期間中のみ）	○ （基準緩和型）
	16	平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護の指定を受けた事業所	平成29年3月1日から15日までの間に基準緩和型の指定申請を行う	あり	○ （介護予防訪問介護）	×	○ （介護予防訪問介護）	○ （基準緩和型）	×	○ （基準緩和型）
	17	平成29年4月から新たに事業を開始する事業所	①平成29年3月1日から15日までの間に基準緩和型の指定申請を行う	指定を受ける	○ （介護予防訪問介護）	×	○ （介護予防訪問介護）	○ （基準緩和型）	×	○ （基準緩和型）
	18		②平成29年度末まで介護予防訪問介護の提供を行う場合は平成29年2月末日までに介護予防訪問介護の指定申請を行う	指定を受けない	×	×	○ （基準緩和型）	○ （基準緩和型）	×	○ （基準緩和型）
	19	平成29年度の途中から新たに事業を開始する事業所	①事業開始月の前々月の末日までに基準緩和型の指定申請を行う	指定を受ける	○ （介護予防訪問介護）	×	○ （介護予防訪問介護）	○ （基準緩和型）	×	○ （基準緩和型）
	20		②平成29年度末まで介護予防訪問介護の提供を行う場合は①と同時に介護予防訪問介護の指定申請を行う	指定を受けない	×	×	○ （基準緩和型）	○ （基準緩和型）	×	○ （基準緩和型）
	21	平成30年度以降に新たに事業を開始する事業所	事業開始月の前々月の末日までに基準緩和型の指定申請を行う	なし	/	×	/	○ （基準緩和型）	×	○ （基準緩和型）
総合事業を行わない	22	平成27年3月31日までに介護予防訪問介護の指定を受けた事業所	なし （現行相当型は平成30年3月31日でみなし指定の有効期間が終了し、指定失効となる）	あり	○ （介護予防訪問介護）	○ （現行相当型） （みなし指定の有効期間中のみ）	○ （介護予防訪問介護）	×	○ （現行相当型） （みなし指定の有効期間中のみ）	×
	23	平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護の指定を受けた事業所	なし	あり	○ （介護予防訪問介護）	×	○ （介護予防訪問介護）	×	×	×